

姫路市耐震改修促進計画

(別紙)

令和2年4月

姫 路 市

姫路市耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は次のものとする。

- ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により、姫路市立小学校及び義務教育学校が定める通学路その他これらと同等と市長が認め通学路網図に記載したもの
- ・ 姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第2条第3号から同条第6号に規定する幼稚園、保育所等、認定こども園及び社会福祉施設等の敷地から避難所や避難地へ至る道路